

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行に伴う鎌倉市個人情報保護条例の一部改正（骨子案）について

1 目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、以下のとおり鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正を行います。

2 条例改正の趣旨

平成25年5月31日に番号法が公布され、平成27年10月から国民一人一人に12桁の「個人番号」が付番されることになりました。

「個人番号」の不正な利用等が行われた場合、個人のプライバシー等の侵害につながるおそれがあるため、番号法では個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と定義したうえで、個人番号を含まない個人情報と比べて厳格な保護措置を講じています。

番号法第31条では、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、また、その特定個人情報を本人が開示や訂正等の手続きができるようにするため、必要な措置を講じなければならない旨を規定しています。

このため、鎌倉市においても、特定個人情報の取扱い等について、番号法に対応させるために条例の改正を行う必要があります。

3 鎌倉市個人情報保護条例の主な改正点

番号法第31条においては、地方公共団体が保有する特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする、とされています。このことから、次のとおり条例の改正を行うものです。

(1) 用語の定義

番号法で定義された「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を条例において規定します。

(2) 読替規定による条例改正

番号法第29条では情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第30条では情報提供等記録について、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3つの法律について、読替規定を定めています。この読替規定は国等に適用されますが、地方公共団体には適用されないことから、鎌倉市においても、情報提供等記録を除く特定個人情報及び情報等提供記録について、番号法第29条及び第30条を踏まえ、以下の項目について条例改正を行います。

ア 番号法第29条を踏まえた条例改正（「情報提供等記録を除く特定個人情報」に関する条例改正）

項目	措置
目的外利用	個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ、目的外利用を認めるようにする。
外部提供	外部提供が認められる場合について番号法と整合するようにする。
開示・訂正・利用停止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
開示の実施	他の法令等による開示の実施との重複を認めるようにする。
利用停止等	利用停止等を請求することができる場合として、番号法違反の場合を追加するようにする。 1 目的外利用制限違反 2 収集・保管制限違反 3 特定個人情報ファイル作成制限違反 4 提供制限違反

イ 番号法第30条を踏まえた条例改正（「情報提供等記録」に関する条例改正）

項目	措置
目的外利用	目的外利用を認められないようにする。
外部提供	外部提供が認められる場合について番号法と整合するようにする。
開示・訂正	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
開示の実施	他の法令等による開示の実施との重複を認めるようにする。
利用停止等	利用停止等の請求を認めないようにする。
訂正	訂正に係る通知先を総務大臣及び情報紹介者又は情報提供者に変更する。